

## 生駒市地域公共交通活性化協議会

### 1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

#### 公共交通の将来像

生駒市では、生駒市民の生活を支える「公共交通」の視点から、将来の変化を見通し、必要な対策について検討することを目的として「生駒市地域公共交通総合連携計画」を平成 23 年度に策定した。この計画を通じて、生駒市民のみなさんの将来の生活を支えるとともに、健康増進、地域の活性化、良好なまちづくりを目指す。

#### ○地域特性

昭和 30 年代から住宅開発が始まり、高度経済成長期には低層住宅を中心とした質の高い住宅地として発展した。本格的な高齢社会を迎える中、早期に開発の進んだ住宅地の住民の高齢化が急速に進展している。大阪のベッドタウンとして発展したため、団塊世代の多くが定年退職を迎える数年後には、大阪への通勤交通が減少して生駒市内における移動が多くなると考えられ、そのような変化に対応した公共交通の整備が求められている。

#### ○計画の基本方針

市民が日常生活を行う上で必要となる活動機会を確保していくため、既存の鉄道や路線バス、自家用車、二輪車、徒歩などで活動拠点まで行くことのできない市民に対し、生駒市民のみなさんの将来の生活を支えるという考え方のもとで、生駒市が主体的となって公共交通サービスの提供などを行う。

#### ○計画の目標及び期間

期間：平成 23 年度～平成 32 年度の 10 年間

##### ① 人々の交流構造の把握

居住者の属性や活動の状況、生活に必要な施設の整備状況、公共交通体系の整備状況など、地区ごとの状況に応じた計画を検討する。

##### ② 人々の移動の支援

市民の日常生活に必要な活動が支障なく行えるよう、必要な施策を検討する。

##### ③ 公共交通サービスの確保

既存の公共交通を活用するとともに、急速に進展する高齢化などの問題に対応できる公共交通サービスの提供を目指す。

##### ④ 公共交通政策推進への市の役割

生駒市民の生活に必要な活動を支えることは市が行うべき施策であると認識し、それに必要な公共交通政策の推進は市が積極的に役割を果たしていく。

##### ⑤ 公共交通事業の効率的運営

公共交通サービスの提供に当たっては、交通事業者をはじめとする関係機関との連携のもとで効率的な運営を行うなど、財源の制約の中で持続可能な仕組みを確立する。

##### ⑥ 公共交通サービス維持へ向けての市民との協働

生活に必要な公共交通サービスを維持するためには市民の理解と協力が不可欠であることから、市民一人ひとりの公共交通に対する意識を高めることなどをはじめとして、市民とともに公共交通を守り育てていく。

## ⑦ 市域の公共交通計画策定

公共交通サービスの充実に向け、必要な事業を検討し推進する。

## ○まちづくりの将来像

## ①土地利用

- ・適切な土地の有効活用による、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりの実現
- ・持続可能で、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成

## ②拠点整備

- ・魅力的な商業施設と利便性の高い公共公益施設を配置したうるおいとにぎわいのある都市拠点の形成
- ・学研高山地区第2工区における、自然環境に配慮し、市の活性化にもつなげるまちづくりの適正な推進

## ③公共交通

- ・誰もが円滑に移動できる公共交通網の機能的な整備
- ・マイカーで出かける割合の減少、公共交通を利用する市民の割合の向上

## ④高齢者保健福祉

- ・高齢者が安心して暮らせる地域支援体制の整備
- ・高齢者の健康で生きがいを持った、自立した生活
- ・介護保険制度の健全な運営を維持し、質の高いサービスの提供

## 公共交通ネットワークのイメージ図

添付資料のとおり

## 2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

計画の基本方針に従い公共交通サービスを提供するために、以下の要件とルールを定めている。

## ○公共交通サービスを提供する地区の要件

- ①公共交通サービスが提供されていないために、日常生活に必要な活動（通勤・通学、買い物、通院、社交など）ができずに困っている人が存在する地区。
- ②その人数が一定以上あり、乗合の公共交通サービスで対応することが必要な地区。
- ③公共交通サービスの運営に対して、自治会の協力が得られる地区。

## ○公共交通サービス提供のルール

- ①公共交通サービスの提供に当たっては、生駒市が計画案を示し、沿線地域が選択する。
- ②公共交通サービスの提供に必要な費用に対し、利用者の支払う運賃だけでは不足する場合、市民や沿線地域が必要な公共交通サービスを提供できるように協力する。
- ③市民は、運行費用が運賃収入を上回る路線に対して、運行費用と運賃収入の差額を市の財源から補助することによって協力する。ただし、その金額は運行費用の一定割合を上回らないこととし、その負担割合の上限を70%と設定する。

## 3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

## (1) 取組経緯

## ○市が提供する公共交通サービスの優先順位の決定

75 歳以上の人口比率、最寄りの駅やバス停までの距離と勾配、公共交通サービスの整備状況などに基づき、公共交通サービスを新たに提供すべき地区、または既存の公共交通サービスを改編すべき地区を抽出し、その整備優先順位および時期を下表のように定めた。

優先順位の区分	対象地区		理由
	平成 22 年	平成 27 年	
①直ちに検討に着手し、2～3 年以内に公共交通サービスの提供を目指す地区	・本町周辺地区 ・南地区	・本町周辺地区 ・南地区	・平成 22 年に 75 歳以上人口比率が 20%を超えている ・公共交通サービスがない ・地形が特に急峻である（勾配 10%以上）
②高齢化等の問題が顕在化すると考えられる時期（概ね 5 年後）に合わせ、公共交通サービスの提供を目指す地区	・高山地区 ・北田原地区 ・鹿ノ台地区 ・真弓地区 ・あすか野地区 ・桜ヶ丘地区 ・光陽台地区 ・東生駒地区 ・萩の台地区	・高山地区 ・北田原地区 ・鹿ノ台地区 ・あすか野地区 ・桜ヶ丘地区 ・光陽台地区 ・萩の台地区	・平成 27 年に 75 歳以上人口比率が 20%を超えている。 ・公共交通がなくて困っている人が多い＝交通実態調査期間中（1 週間）に「外出したいが外出をあきらめた人」の割合が 15%以上である。
③高齢化等の問題が顕在化すると考えられる時期（概ね 10 年後）に合わせ、公共交通サービスの提供を目指す地区	・菜畑地区	・菜畑地区 ・真弓地区	・平成 32 年に 75 歳以上人口比率が 20%を超える
④現在の公共交通サービスで問題に対応可能と考えられる地区	・新生駒台地区 ・松美台地区 ・喜里が丘地区 ・生駒台南地区	・新生駒台地区 ・松美台地区 ・喜里が丘地区 ・生駒台南地区 ・東生駒地区	

※対象地区については、平成 27 年時点の人口統計で見直しを行っている。

## ○市が提供する公共交通サービスの概要

- ① 優先順位の区分①に該当する地区である本町地区と南地区に平成 23 年 10 月からコミュニティバスの実証運行を開始。
- ② 優先順位の区分②に該当する地区である萩の台地区と光陽台地区（その内、既存のコミュニティバス「光陽台線」が運行している範囲を除いた北新町地区）に平成 26 年 10 月からコミュニティバスを運行。

## ○南地区における具体的な取り組み

- ① 沿線の鉄道駅との乗継を改善するため、平成 30 年 8 月から運行ダイヤを改正。

## (2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

## 補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
コミュニティバス	生駒市	平成 23 年	フ	西畑線

【種別】 幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、推：計画推進事業  
再策：再編計画策定事業、再推：再編計画推進事業

## その他補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
該当なし			

## 非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
コミュニティバス	生駒市	H17.11～	光陽台線
		H23.10～	門前線
			有里線
		H26.10～	萩の台線
北新町線			

## (3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
乗換案内アプリの利用開始	市のオープンデータのオープンサイトにコミュニティバスの時刻表を掲載し、平成 29 年 11 月から経路検索アプリ（ジョルダン）でダイヤ検索を開始した。	利便性の向上

## 4. 具体的取組に対する評価

計画当初に策定した優先順位のとおり、公共交通を必要とする地区について優先順位の高い地区から公共交通サービスを提供できており、計画はおおむね達成できている。また、平成 26 年 10 月から実証運行を実施していた菟の台線・北新町線については、公共交通サービス提供のルールに定めている「市民の負担する割合の上限」を達成できていなかったが、平成 30 年 9 月の最終評価において市民の負担する割合の上限を達成したことから平成 30 年 10 月から本格運行へ移行している。

また、現在、計画の評価実施に向けた検討を進めており、今後、計画を更新し、新たな計画に基づいて事業を実施していく必要がある。

## 5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
現在、公共交通サービスを提供していないその他の地区についても下表のとおり検討を進める必要があるが、限られた財源を最大限効率的に行う必要がある。	今後、計画の更新を検討する中で、地区の特性や課題等の現状を把握し、地区に応じたサービス内容の検討を進める。

対象地区	今後の対応方針		整備の目途	備考
	各地域固有の状況 (考慮すべき事項)	想定される整備手法		
高山町	路線バスサービスが提供されている 人口（構成）の推移	既存バスの活用 タクシーの活用	平成 31 年度 以降を目途に 整備手法等方針を決定	
北田原	路線バスサービスが提供されている 道路の状況 人口（構成）の推移	既存バスの活用 タクシーの活用		
桜ヶ丘	道路の状況	新たな公共交通サービスの導入		他地区との 一体運行も 検討
鹿ノ台	路線バスサービスが提供されている	既存バスの活用		地元住民自ら 運行計画を立案
真弓	路線バスサービスが提供されている 人口（構成）の推移	既存バスの活用	上記 4 地区検 討後、整備手 法等方針を決 定	
東生駒	路線バスサービスが提供されている	現在の公共交通サービスで対応		
松美台	路線バスサービスが提供されている 道路の状況	現在の公共交通サービスで対応		
喜里が丘	路線バスサービスが提供されている	現在の公共交通サービスで対応		
生駒台南	路線バスサービスが提供されている	現在の公共交通サービスで対応		
あすか野	路線バスサービスが提供されている	既存バスの活用		H25.6 から 路線バス延 長運行
菜畑	人口（構成）の推移	新たな公共交通サービスの導入		門前線に地 域最寄りの 停留所を増 設

## 生駒市地域公共交通活性化協議会

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況		
昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
公共交通サービスを提供する地区の要件、サービスの提供ルールを定め、優先順位を決めてサービスの提供を行っている。	計画当初に策定した優先順位のとおり、公共交通を必要とする地区について優先順位の高い地区から公共交通サービスを提供でき、計画はおおむね達成できている。	計画の更新を検討する中で、地区の特性や課題等の現状を把握し、地区に応じたサービス内容の検討を進める。
平成 29 年 8 月から「生きいきクーポン券」を配付されており、コミバスの回数券購入に利用できるようになっているが、その結果についても検証して頂きたい。	実績（H29.8～H30.2）としては、運行事業者 4,617 枚、自治会 285 枚（金額 2,451,000 円）の回数券販売を実施した。	引き続き、取り組みを進める。

2. アピールポイント、特に工夫した点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 8 月から福祉施策として実施している「生きいきクーポン券」（75 歳以上の高齢者や傷がい者へ配布）でコミュニティバス回数券の購入に利用できる取り組みにおいて、運行事業者とともに登録した自治会単位でも販売できるように取り組んだ。</li> <li>・生駒市の公開する「オープンデータ」のオープンサイトにコミュニティバスの時刻表を掲載し、平成 29 年 11 月から経路検索アプリ（ジョルダン）でダイヤ検索を開始した。</li> </ul>